

令和6年度岐阜県高齢福祉施設エネルギーコスト削減推進事業費補助金

1. 補助事業の概要

高齢福祉施設の燃料費の高騰による施設の負担軽減などを図るため、法人が実施する省エネルギー効果の高い設備への更新費用に対して補助します。

2. 申請受付期間・提出方法・提出先

受付期間：令和6年4月1日（月）から 令和6年9月30日（月）まで

提出方法：郵送のみ〔令和6年9月30日必着〕

※ 申請期間内に予算額に達した場合は、受付を終了します。

提出先：岐阜県庁 健康福祉部 高齢福祉課 施設整備係

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号

3. 対象施設・補助額等

申請は、1法人につき、施設区分ごとにそれぞれ1回に限り行うことができます。

	施設区分	補助率	補助金の上限	補助金の下限
1	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設又は介護医療院	1/2	200万円	30万円
2	認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）	1/2	100万円	30万円

4. 対象事業

下記の省エネルギー効果の高い設備に更新する事業（※詳細は交付要綱等を確認）

- (1) 空調・換気設備（エアコン、換気装置（熱交換型）、温風暖房機等）
- (2) LED照明設備（既存設備をLED照明設備へ更新する場合のみ）
- (3) 冷蔵・冷凍設備（冷蔵・冷凍庫等）
- (4) 恒温設備（冷却水循環装置、ヒートポンプ式給湯器、高性能ボイラ）
- (5) 熱電併給設備（高効率コージェネレーション）
- (6) 電気制御設備（変圧器、産業用モータ）
- (7) 窓（複層ガラス、真空ガラス、サッシ）

5. 問い合わせ先

岐阜県庁 健康福祉部 高齢福祉課 施設整備係

TEL：058-272-1111（内線3473）